## 第1号様式 別紙1

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社ヤマダ電機		
住所	群馬県高崎市栄町1番1号		
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日		
基準年度(*1)	平成 29 年度 ~ 令和 元 年度 (平均)		

## 1 事業者の要件((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☑ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者)
	□ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が 3,000トン以上(特定事業者)
	□ (3)特定事業者以外の事業者

## 2 事業の概要

事業者の業種	電気機械器具小売業(中古品を除く)
	(主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号: 5931)
事業の概要	家電量販店

## 3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

店長と副店長が各フロア長に省エネルギーの指示をだし各スタッフへと省エネ活動を推進させる。 また本社も対策計画の立案、指示、指導を積極的に行っていく。

- 4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等
- (1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
項目	平成29~令和元年度 (平均値)	令和2~令和4年度 (平均値)	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量(*5)	3, 904 t-CO <sub>2</sub>	3,788 t-CO <sub>2</sub>	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量(*6)		3,788 t-CO <sub>2</sub>	3.0 %
	毎年1%ずつ削減		

- \*1 基準年度とは、温室効果がスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフル オロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス 排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

	基準年度の実績	į a	計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
事業分類	平成29~令和元年 (平均値)	三度	令和2~令和4年度 (平均値)		((a-b)/a)×100
					%
					%
					%
原単位の指標及び 目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

エネルギーの可視化システムを用いた、各種方策の立案、検証 空調の自動制御、照明のLED化の検討、照明の点灯率、時間の抑制

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(\*8)の活用等)

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

環境問題は早急に取組むべき人類共通の重大な課題であると認識し、 省エネルギー・リサイクル等の活動に積極的に取組みます。

5 その他の取組

<sup>\*7</sup> 原単位とは、温室効果が、ス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。 \*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果が、スの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果 が、スの削減量等をいう。なお、温室効果が、スみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認め るものに限る。